

水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第10号

水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年静岡県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。次条において同じ。)</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次条第2項第3号において同じ。)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第31条及び第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格（1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道を除く。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第31条及び第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格（1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道を除く。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次項第</u></p>

に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3)・(4) (略)

2 (略)

5号において同じ。）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者
(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。次項第5号において同じ。)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3)・(4) (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。